

事業主代理人 簡単まとめ

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

事業主代理人 簡単まとめ

事業主代理人とは

事業主代理人とは、事業主に代わって労働社会保険（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険など）に関する事務処理を行うことができる者を指します。各保険制度や代理する業務内容によって、その名称や手続きが異なる場合があります。

事業主代理人の健康保険・厚生年金保険の手続き

健康保険・厚生年金保険では、事業主代理人を選任・変更した場合、以下の手続きを行います。

・届出

新規適用時に選任済の場合: 「健康保険・厚生年金保険 新規適用届」

新規適用後や変更の場合: 「事業所関係変更（訂正）届」

・提出先

事業所の所在地を管轄する年金事務所

事業主代理人の労働保険の手続き

労働保険では、以下の事務処理を代理できます。

・代理範囲

労働保険料の納付、労災保険の保険給付申請、雇用保険の被保険者関係の届出など、一部または全部

・代理人の種

労働保険・一般拠出金代理人

労働者災害補償保険代理人

雇用保険被保険者関係届出事務等代理人

・申請

所定の様式（労働保険代理人選任・解任届）

提出先

- ・労働保険料・労災補償関係: 労働基準監督署
- ・雇用保険被保険者関係: 公共職業安定所（ハローワーク）

事業主代理人に関する留意点

- ・健康保険・厚生年金保険の新規適用届や事業所関係変更（訂正）届に記載する代理人の住所: 届出に記載する住所は、事業主代理人本人が実際に居住している住所です。所属する支店や事業場の所在地ではありません。
- ・複数人の選任: 労働保険の場合は企業規模や業務内容に応じて、複数の事業主代理人を選任することが可能です。その場合、各代理人ごとに選任届を作成し提出する必要があります。